

札幌市立大学同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、札幌市立大学同窓会（以下「本会」という）と称する。

(所在地)

第2条 本会は、事務局を札幌市南区芸術の森1丁目に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と札幌市立大学（以下「母校」）との連携を緊密にし、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成と管理
- (2) 親睦会の開催
- (3) 母校の発展に関する適切な事業
- (4) その他本会の目的を達成するのに必要な事項

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 母校を卒業した者及び母校助産学専攻科、母校大学院を修了した者
- (2) 準会員 母校及び本学助産学専攻科、母校大学院に在学する者
- (3) 特別会員 母校に在籍する教職員
- (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛意する団体又は個人

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 学年幹事 若干名
- (6) 総務会計 若干名

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合の後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

5 役員は無報酬とする。

(役員を選出)

第7条 役員は正会員の中から総会で選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織して会務を運営し、本会の重要な事項を審議する。
- (4) 監事は、会計及び会務を監査する。
- (5) 学年幹事は、各期を代表し、会員間の連絡調整をする。
- (6) 総務会計は、本会の会計および庶務を行う。

(会議)

第9条 本会の会議は総会及び理事会とし、会長が招集する。議長は会長とし、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 総会は、正会員により構成する。

3 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 役員を選出に関する事項
- (3) 事業内容に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事項

4 理事会は、会長、副会長、理事、総務会計をもって構成し、会長が必要と認めるときには随時開催する。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。但し、議決には関与しない。

(部会)

第10条 本会の円滑な運営のために、正会員の在学した学部単位による部会を置くことができる。

2 部会の組織、役員及び運営等については、各部会においてこれを定める。

(支部)

第11条 本会に支部を置くことができる。

2 支部の組織、役員及び運営等については、各支部においてこれを定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第13条 正会員の会費は5,000円とし、終身会費とする。

2 会費の納入は、母校卒業時及び母校助産学専攻科、母校大学院の修了時とする。

3 各部会及び各支部における会費は、各部会及び各支部においてこれを定める。

4 納付された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成25年3月19日から施行する。